Book review

永島茜

『現代フランスの音楽事情』

大学教育出版、2010年4月

1. 本書の意義

従来、フランスの文化政策については、国家予算の1％が文化に充てられるなど、“文化大国”としての側面が強調され、“日本もこれに倣うべきである”といった論調が多く見られる。しかし、これらは、文化予算の額の多さや政策の一面のみが取り上げられるといった傾向が強く、同国の文化政策の根底にある歴史的経緯やものの考え方、法制面の実態、具体的な施策内容まで深く掘り下げた分析や考察が行われているとはいえない。

そのような中にあって、本書は、フランスの文化政策の変遷、文化芸術への公的関与の論理について考察するとともに、特に「音楽」の分野に焦点を当て、“音楽政策”に関し、具体的な資料の綿密な分析を通して検証している。また、従来の文化政策論では捨象されがちな“音楽教育”についても検討を加えている。その意味で、本書は、「芸術活動としての音楽に対する取組みとその基盤となる音楽教育を見ることで、音楽を取り巻く状況全体」(「はじめに」)を把握し、考察したことに大きな意義を有するといえる。

なお、本書は、著者が東京藝術大学に提出した博士論文(2008年3月博士号取得)及びそれまでに発表した論文を基礎に、その後の科学研究費補助金による研究成果を加味して集大成したものである(「あとがき」)。

2. 本書の構成

(1) 第1部(「文化振興と音楽」)

第1章(「文化政策の変遷と文化省の役割」)では、まず、フランス革命後の文化政策の起源から説き起こし、戦前の第3共和制、戦時中のヴィシー政権を経て、戦後の第4共和制までを概観する。特に、第4共和制期に、今日につながる芸術文化に対する国の関与の基礎が築かれたと結論付けている。

次いで、第5共和制の発足(1958年)と文化省の創設(1959年)に伴うA.マルロー文化大臣による政策、5月革命(1968年)後のG.ポンピドー大統領による政策、左派政権の発足(1981年)とF.ミッテラン大統領及びJ.ラング文化大臣による政策、1986年から現在に至るまでの保革共存政権下の政策について、やや詳しく通覧する。特に、J.シラク政権(1995年)を経て現在のN.サルコジ政権下では、文化に対する公的関与の再検討がなされ始めたことに言及している。

第2章(「公的な文化関与の論理とその運営」)では、従来フランスには「文化に対する公的関与」の理論的根拠として「公役務」の概念があったが、1988年、C.トロマトロン文化大臣による「実演芸術に対する公役務の任務に関する憲章」とその通達により、公的関与の法的根拠とその方針、及び芸術教育を除く公的文化サービスの責任体系が再確認された旨を検証する。その上で、公役務概念に係るコンセイユ・デタの判例を跡付け、

現在におけるその明示的承認を確認するとともに、公的関与の必要性についての当否の議論も紹介している。

また、音楽分野における公役務の運営について、従来の「公施設法人」によるものから、今日では多様な方法が採られるようになっており、特に2002年に制定された「文化のための協同施設法人」についての法律(EPCC法)に言及するとともに、具体的な運営事例2例を取り上げて紹介する。そして、フランスでは、芸術文化に対する公的関与は、実質が先行しており、今日でも、実際の文化事業などに対する公的関与には公役務の原理が適用され、助成に対する内容の拘束とその評価を通じてコントロールが可能となっていること、その意味で、行政が芸術文化創造の主導権を握っているともいえると結論付けている。

第3章(「音楽政策の開始と確立」)では、まず、文化省設置以後、同省の中に設けられた音楽課(1966年)とこれを主導したM.ランドゥスキ課長による「フランスにおける音楽機関の組織化のための10年計画」(1969年)から説き